



2022年税制改正案

Tax alert
September 2022

Executive summary

22年7月21日、企画財政部は「2022年税制改正案」を発表しました。発表された税制改正案は、22年9月の通常国会に上程され、審議を経て本会議議決を通じて公表される予定です。他に明示されない限り、一般的に23年1月1日またはそれ以後に開始される事業年度から適用されます。

税制改正案のうち、重要な内容を次のように要約しました。



Detailed discussion

法人税税率および課税標準区間の調整(法人税法第55条)

法人税法は23年1月1日以後に開始される事業年度から最高法人税率が25%から22%に引き下げられます。また、中小企業と中堅企業の場合、課税標準5億ウォンまでは法人税率10%が適用されるようになります。

法人税税率および課税標準に関する現行および改正案の要約は下表のとおりです。

| 現行の課税標準 | 現行の法人税税率 | 改正案の課税標準 | 改正案の法人税税率 |
|-----------------------|----------|-------------------|----------------------|
| 2億ウォン以下 | 10% | 5億ウォン以下 | 20% (中小・中堅企業は10%) |
| 2億ウォン ~200億ウォン | 20% | 5億ウォン ~200億ウォン | 20% |
| 200億ウォン ~3,000億ウォン | 22% | 200億ウォン超過 | 22% |
| 3,000億ウォン超過 | 25% | | |

繰越欠損金の控除限度の上方修正(法人税法第13条、第45条、第46条の4、第76条の13、第91条)

繰越欠損金の年間控除限度が各事業年度所得の60%から80%に引き上げられます。中小企業における控除限度は、引き続き100%が維持されます。

海外子会社配当金の益金不算入の導入(法人税法第15条、第21条、第41条、第57条、第57条の2改正、第18条の4新設)

現行の法人税法上、外国法人から配当を受けた内国法人が国外源泉所得に対して納付した外国税額は、法人税の課税所得から国外源泉所得の比率を限度に外国税額控除を受けることができます。22年税制改正案によると、配当基準日現在において持分率10%以上、6ヶ月以上保有などの特定要件を満たす場合、23年1月1日以後に配当を受ける分から海外子会社から受け取った配当金に対する95%の益金不算入が適用されることになります。

間接外国税額控除の適用対象となる海外子会社の要件緩和(法人税法第57条第5項、法人税法施行令第94条第9項)

現行の法人税法上、配当確定日現在において、持分率25%以上、6ヶ月以上海外子会社の議決権を保有している場合、間接外国税額控除の適用を受けることができます。22年税制改正案によると、23年1月1日以後に配当を受ける分から間接外国税額控除の適用を受けられる海外子会社の持分所有要件が25%から10%に、配当確定日現在において6ヶ月から配当基準日現在において6ヶ月に変更されます。



国内子会社配当金の二重課税の調整(法人税法第18条の2、第18条の3)

現行の法人税法では、企業形態(持株／一般会社、上場／非上場法人)および持分率によって受取配当金の益金不算入率が異なって適用されますが、23年1月1日以降に配当を受ける分からは企業形態の区分なく持分率によって下表のように受取配当金の益金不算入率が適用されます。23年および24年に配当を受ける分については、従来の規定と改正された規定のうちどちらかを選択することができます。

| 持分率 | 益金不算入率 |
|------------|--------|
| 50%以上 | 100% |
| 30%以上50%未満 | 80% |
| 30%未満 | 30% |

投資・共生協力促進税制の適用期限の終了 (租税特例制限法第100条の32)

規制により企業に負担をかける租税を廃止するため、投資・共生協力促進税制は22年12月31日が属する事業年度でその適用期限が終了します。ただし、すでに積み立てた次期還流積立金については従来の規定が適用されます。

統合雇用税額控除の新設(租税特例制限法第29条の8新設)

企業の雇用拡大をサポートするため、雇用増大の税額控除、社会保険料の税額控除、経歴中断女性の税額控除など多様な雇用関連の税額控除を統合して統合雇用税額控除が新設されます。23年および24年の課税年度分に対しては、企業が「統合雇用税額控除」と従来の「雇用増大および社会保険料の税額控除」のうちどちらかを選択して適用することになります。

(単位:万ウォン)

| 区分 | 控除額 | | | |
|---------------------------|------------|-------|----------------|----------------|
| | 中小企業(3年支援) | | 中堅企業 (3年支援) | 大手企業 (2年支援) |
| | 首都圏 | 地方 | | |
| 常勤労働者 | 850 | 950 | 450 | - |
| 青年正規職、障がい者、60歳以上、経歴中断女性など | 1,450 | 1,550 | 800 | 400 |

また、正規職転換者および育児休業復帰者に対して、次のように新たな追加控除規定が適用されます。

(単位:万ウォン)

| 区分 | 控除額 | |
|---------------|-------|------|
| | 中小企業 | 中堅企業 |
| 正規職転換者(1年支援) | 1,300 | 900 |
| 育児休業復帰者(1年支援) | | |



現実に沿った青年範囲の設定による青年支援の強化 (租税特例制限法施行令 第11条の2など)

現実に沿った青年範囲の設定を通じ、青年支援を強化するために税額控除などを適用する際に満29歳までであった青年年齢の範囲が満34歳に拡大されます。

国家戦略技術などに関する税制支援の拡大(租税特例制限法第24条)

統合投資税額控除の適用において、次のように一般、新成長・源泉技術に投資する中堅企業は基本控除率が引き上げられ、国家戦略技術に投資する大企業は基本控除率が引き上げられます。

| 区分 | 控除率(%) | | |
|----------|--------|------|------|
| | 大手企業 | 中堅企業 | 中小企業 |
| 一般 | 1 | 5 | 10 |
| 新成長・源泉技術 | 3 | 6 | 12 |
| 国家戦略技術 | 8 | 8 | 16 |

外国人労働者の単一税率特例適用期間の廃止 (租税特例制限法第18条の2)

現行の租税特例制限法上、23年12月31日以前に韓国で働き始める外国人労働者は5課税年度連続で19%の単一税率(地方所得税を含んで20.9%)の適用と総合所得税率(6~45%)の適用を選択することができますが、その適用期限は韓国内での勤務開始日から5年間です。22年の税制改正案は韓国内での勤務開始日から5年という適用期限を廃止します。

証券取引税の引き下げ(証券取引税法施行令第5条)

株式市場の活性化のためにKOSPI、KOSDAQで取引される証券に関する証券取引税率の引き下げ時期が調整されます。

| | 22年 | 23年~24年 | 25年~ |
|--------|-------|---------|-------|
| KOSPI | 0.08% | 0.05% | 0% |
| KOSDAQ | 0.23% | 0.20% | 0.15% |

暗号資産課税の2年猶予(所得税法第37条第5項、所得税法附則、法人税法附則など)

暗号資産の市場環境、投資家保護制度の整備などを考慮し、暗号資産を譲渡または貸与することによって発生する所得(その他所得)に関する課税施行時期を2年猶予して、25年1月1日から施行します。



簡易支払明細書の提出周期の短縮(所得税法第164条の3)

「所得基盤の雇用保険」の施行を支援するためのインフラ構築のため、24年1月1日から支払う所得から、勤労所得に関する簡易支払明細書は半期から毎月、人的役務関連のその他所得に関する簡易支払明細書は毎月申告することにその提出周期が短縮されます。

簡易支払明細書遅延提出加算税の適用要件の補完 (所得税法第81条の11、法人税法第75条の7)

簡易支払明細書の遅延提出加算税(0.125%)の適用要件を補完します。常用勤労所得は提出期間の経過後3カ月以内から1カ月以内に変更し、人的役務関連のその他所得の場合、「提出期間の経過後1カ月以内に提出」が新たに追加されます。

グローバル・ミニマム課税ルールの導入

24年1月1日以後に開始される事業年度の分から、多国籍企業の所得に対して最低法人税率(15%)より低い実効税率が適用される軽課税国がある場合は、グローバル・ミニマム課税ルールを導入した他国に追加の課税権を付与するグローバル・ミニマム課税ルールが導入されます。

適用対象となるのは、直前の4事業年度のうち2事業年度以上の連結財務諸表上の売上高が7億5,000万ユーロ(約1兆ウォン、約1,052億410万円)以上の多国籍企業グループで、軽課税国の子会社などへ帰属する所得について、親会社などの国で、国際的に合意された最低税率まで上乗せ(トップアップ)して課税し(所得合算ルール<IIR>)、軽課税国の関連企業への支払を行っている子会社などに対して、その支払会社の国で最低税率まで(損金算入否認などの形で)課税(軽課税支払ルール<UTPR>)することになり、事業年度の終了後15カ月以内に申告・納付することになります。

上記の税法改正案の内容に関してご不明な点がございましたら、EY韓英の税務本部担当者までご連絡ください。

本部長 高炅兎 | kyung-tae.ko@kr.ey.com

パートナー 禹承燁 | seung-yeop.woo@kr.ey.com

パートナー 朴基亨 | ki-hyung.park@kr.ey.com

EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.

Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.

Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2022 Ernst & Young Han Young
All Rights Reserved.

APAC No.05000884
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/kr